

<会議録：要旨>

【石垣市手話言語条例検討委員会】

検討委員委嘱状交付式並びに第2回検討委員会

日 時：平成30年11月20日（火） 14～16時

場 所：石垣市役所 2F第2会議室

委 員：大田幸司、飯田実男、本村順子、与那国明弘、島尻寛雄、川井裕美
砂川理野、後藤一弥、宮良亜子、伊盛加寿美（欠）、比屋根邦子
高屋恵子、西玉得りみ

事務局：障がい福祉課/宮良課長、南風盛係長、坪（専従手話通訳者）、東迎主任、
緒方主事補

通 訳：齊藤、松村、本村(由)

事務局： こんにちは。

本日は、お忙しい中ご出席有難うございます。

定刻となりましたので、「第2回石垣市手話言語条例検討委員会」を開催します。まず、資料の確認をお願いします。第1回検討委員会の時にお配りした、各自治体の言語条例比較表と、先日、お配りした素案を持参いただきましたか。ない方は事務局が準備します。

携帯電話はマナーモード設定か電源切るようお願いします。

始める前に第1回会議の時に委員から北城ろう学校八重山分校に関するご質問等があり、今日の第2回会議時に紹介することになっていたため、スライドで紹介します。（スライドにて写真紹介）

北城ろう学校八重山分校は沖縄県立で中学校から始まった。小学校の時は平真小学校の聴覚障がい児学級で学んだ。中学部に入学したのは16名。高等部への進学時、1名は八重山農林高校、1名は八重山商工高校に進んだので閉校時の卒業生は14名だった。

それでは、第2回検討委員会を次第に沿って進行します。

委員長よりご挨拶いただきます。

委員長： （手話を交えて） こんにちは。お集まりいただきありがとうございます。前回、手話は文化であり言語であることを学びました。本日はみなさんと力を合わせて、石垣市手話言語条例を作っていきたいと思いません。

- 事務局： 手話でのご挨拶、心強く思います。
これから議事に入りますので委員長よろしくをお願いします。
- 委員長： 早速、審議に入ります。
まず、事務局より言語条例制定の意義と目的の説明をお願いします。
- 事務局： 言語条例制定の意義と目的を説明します。次に石垣市における現状と課題、条例が施行されている全国各自治体の施策例を紹介します。
(配布資料①で説明)
- 委員長： 意義と目的、現状と課題、施策、3つを説明いただきました。
質問を受けます。
- 委員： 意義と目的で説明いただいた文がそのまま条例の文として入るのでしょうか。
- 委員長： 素案に入っていますか。
- 事務局： 入っています。
- 委員長： 詳細については条例素案を検討する時に話し合いたいです。他に意見はありますか。
- 委員： 意義と目的に「手話は言語である。」と明記してほしい。
- 委員長： 意義と目的に「手話は言語である。」とはっきり位置づけた方が良いという意見ですね。それは素案の前文の中に記載があるので、そこで確認することでよろしいですか。
他にご質問はないようなので次に進みます。
- 事務局： 各自治体の言語条例を比較している資料を説明します。全国ろうあ連盟、沖縄県、北海道石狩市、群馬県高崎市、4条例の比較です。前回、浦添市と南風原町の条例も配布しています。
浦添市と南風原町(以下、2市町という)はコミュニケーションに関する条例を含んでいるので、4条例とは分けた。2市町の条例は対象者の範囲が広く、点字や要約筆記も含まれているので、これらは日本語であり、手話とは異なります。“日本語と手話は異なる言語として理解してほしいことも含め、普及させていきたい。”という意見が、昨年度からの、私たちと当事者団体で行った学習会などで多数あがりました。これにより石垣市としては“「手話は言語である。」ということに理解が深まり、手話を普及させる条例を作っていきたい。”“今回は、日本語である点字等による情報保障や意思疎通支援などは条例に含めないこととしていきたい。”と考えています。
2市町の条例を分けたもう一つの理由として、昨年11月、お招きした石狩市長の講演会での言葉「これは福祉の条例ではなく、言葉の条例だ。」を紹介したいです。

全国のほとんどの条例が全国ろうあ連盟のモデル条例を参考にして作っており、前文に各地域の手話に関する歴史を盛込んでいます。石狩市の条例は簡潔。「市民が使いやすい環境にすることは市の責務。」とか、ろう者だけでなく市民全員が手話の必要性を理解し、普及をしていこう、というのが特徴となっています。

比較資料としてあげた4つの条例は10条～13条項で構成されています。順に各条例を比較しながら進めていきます。

(第1回検討委員会配布資料④ 説明)

以上、比較表を説明しました。

委員長： 各条例比較表は石垣市の条例を検討する際に随時、参照します。

続いて、石垣市手話言語条例、素案について説明願います。

事務局： 説明いたします。

「前文」には石垣市の歴史を入れました。先ほど説明しました目的は素案「2目的」から抜粋し説明しました。

委員長： ここまでで質問、意見ををお願いします。

先ほどの後藤委員の「手話は言語である。」ということの主旨は、前文の最後の3行にある。

委員： 素案では長い文でわかりにくいので「手話は言語である。」と短い文章で入れてほしい。

委員長： 前文に記載があるが、「手話は言語である。」という短い文章表現で強調したいということですか。

委員： はい、そうです。

委員長： 委員のみなさんから意見はありますか。

委員： 目的と前文を混同していると思うので確認したいです。前文に「手話は言語である。」と短い文で記載するということですか。

委員長： 前文には背景と意義が記載されていて、目的には目的だけが書かれていると理解します。意義（前文）に「手話は言語である。」という内容が含まれているということでご理解いただけるか。

委員： 表現にこだわるなら、「手話が言語であるとの認識に基づき…」を1条から2条に移しても良いのでは。

委員長： 2条に移すことはできると思うが、1条と2条の両方に記載すると繰り返しになる。同じ言葉は一つに絞った方が良い。「手話は言語である。」という表現は記載するが、1条に入れるか、2条に入れるか結論を出したいです。

委員： 条例の上位法「障害者基本法」に既に「言語に手話を含む」と明記されていることを受けて、素案の前文を作っています。

委員長： 障害者基本法3条に「言語に手話は含む」と明記されていることを受けて、前文に記載したということですね。その後目的が出てくるということですね。いかがですか。

事務局： 3条基本理念の中にも「手話が意思疎通を行うために必要な言語である…」とあるが「手話は言語である。」と短い文で表現すれば、後藤委員の意向にも沿うのではないのでしょうか。

委員： 説明しなくても分かりやすく理解しやすい文にしてほしい。もっと分かりやすく短い文で表現してほしい。

委員長： 前文には手話は言語であることが含まれているので、その後に具体的な表現にしていきたい。いかがですか。

委員： 文章が分かる人にとっては、この表現で良いと思うが、文章が苦手とする人にとってはもっと簡潔な短い文で表現してほしいと思います。

委員長： 前文に、分からない人にも分かりやすい表現を入れるということですか。意義をわかりやすく推進するという意味では、10条「施策の推進」の中で具体的にしたら良いと思うがいかがか。

委員： 表現する順番が逆だと思う。一番最初にはっきり「手話は言語である。」とあった方がよい良いと思う。前文の後にあるので、最初もってきてほしいです。

委員： 後にあった方が分かりやすいと思うので、この文のままで良いと思う。市民にとってはこの文が分かりやすいと思う。施策で市民にアピールする方が重要だと思います。

委員長： ここまでで時間がかかり過ぎている、今までの意見を事務局が再度、検討し提案してほしいがいかがか。

事務局： はい。承知しました。

委員： はい。お願いします。

委員長： 次に移ります。3条「基本理念」から6条「ろう者等の役割」まで説明願います。

事務局： 素案の基本理念について…。
(素案 3条、4条説明)
5条から9条までは「役割」の条項なので、そこまで説明します。
(素案 5条～9条説明)

委員長： ご意見ありまするか。

委員： 7条「教育機関の役割」についてだが、石垣市には現在、ろう学校がない。ろう児がいるとのことなので、手話で学べたら良いと思うし親御さんへの対応が必要と思う。教育委員会の考え方やろう者・手話ができる人の人数を教えてください。

事務局： 石垣市では約 30 名のろう者がいると把握している。手話通訳者は奉仕員を含めて約 50 名の登録があるが、実際、活動しているのは約 10 名です。

委員長： よろしいか。次に教育委員会の説明をお願いします。

委員： 実際の人数は把握していない。耳が聞こえづらく補聴器を使用している児童がいることは聞いているが、調査していないので回答はできません。

インクルーシブ教育が行われているので、アイマスク体験や手話の講話などが、それぞれの学校の総合学習の中で行われているが、積極的に行われているとは言えない状況です。

委員長： ろう児について説明をお願いします。

事務局： 市内保育所にろう児が 1 名いて、保育所のイベントの時など、一ヶ月に 2 回程度、ろう者のリレー通訳者と聴者の手話通訳者の派遣により支援している。担任の先生がどのように接したら良いか分からないという悩みがあることも分かりリレー通訳のろう者が接し方や伝え方をアドバイスしている。月に 2 回なので多くはないと思います。

委員： 手話を身につけるのには時間がかかるので、手話だけにこだわるのではなくそれ以外にもいろいろな選択肢があることも教えてほしいです。

委員長： ろう者の立場で教育を行ってほしいという意見だと思います。引き続き支援をお願いします。

他にご意見はありますか。

委員： 「観光の窓口に通訳を配置する」というように、具体的な活動内容は条例に盛り込まないものなのか。学校の授業に手話の授業を入れてほしいなどの意見が、手話サークルで出た。条例にはおおまかなことを書くだけなのか。

事務局： 条例にはおおまかな約束事を書く。具体的な内容は 10 条「推進」に関わるので、事業を推進する際にご意見をお願いします。

委員長： ほかに 9 条まででのご意見ありますか。

委員： 会社の中での理解が進んでほしい。声が聞こえないので、人を呼ぶのにモノを投げられたり、犬のような扱いを受けてきたので、必要なら通訳を付けてくれるなどの対応をお願いしたいです。

委員： 耳の聞こえない人は会社の会議に入れない。通訳を付けてほしいです。

委員長： 手話を必要とする者が働きやすい環境整備に努める、という内容も含まれている条例なので、反映させていきたいですね。

委員： 先程から気になってますが、委員が話していても、委員長が話していても通訳は一人なので、ろう者は誰が話しているか分からなくなる。発

言の前には名乗ってから意見を言っていたきたい。

委員長： 進行への助言だと思って、気をつけたいと思います。

委員： 通訳者も誰が話しているか指差しをしてほしい。

通訳： 指差しはしているが、タイミングが難しい。名前を言ってから意見を言ってもらう方がスムーズです。

(全員：了解)

委員長： 10～13条まで提案願います。

事務局： (素案 10条～13条説明)

(9条まだの声あり)

委員長： 9条をとばしていたので、説明願います。

事務局： (素案 9条説明)

委員長： 再度、審議します。9、10条の意見を願います。

委員： 八重山病院が新しくなったので、受付とか通訳の駐車場確保等がスムーズにいくよう対応をお願いしたいです。また、病院に設置されている通訳者がいれば、旅行者等の急な時も対応できるので希望します。

委員： 県立八重山病院の受付に掲示板等の設置がないとか、患者が声で呼ばれる等の問題があるが、市からも要望してほしい。

委員長： 八重山病院への要望が出た。合理的配慮で必須事項だと思われますね。

委員： 県の条例の責務に明記されているので、県は努めると思います。

委員： されてなければ、市から要望してほしいです。

委員： 市は県と連携をとってやるということですね。

委員長： 市民の声があることを伝えてください。

委員： 昔の「わたぼうしコンサート」のようなイベントが手話の普及に必要だ。BEGIN や日出克もここから始まっており、また彼等にもお願いしても良い。最盛期にはサークルも100名くらいの会員がいた。こういう実績も理解してほしいと思います。

委員長： 普及のためにイベント実施を検討ください。

委員： 今回、石垣島まつりに初めて手話がついて良かったと思います。全てのプログラムに付いたらもっと良かったと思います。今後、いろんなイベントにもつけてほしいです。

委員： 施策の推進のところで「別途協議の場を設けるよう努めるものとする。」とあるが、「別途協議の場を設ける。」としてほしい。県に倣って手話推進の日を毎月第3水曜日と定めてほしいと思います。

全員：同意。

委員長： 事務局で検討いただきたい。

次に11～13条でご意見がありますか。

委員： 災害時の対応で「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあるが、「努める。」では困る。災害時の対応は必ずしてほしいです。

委員： 台風が来てる時、津波の時等の音声の案内がわからない。支援が必要だと思います。

委員長： 災害時は命に関わることなので、「努める」という表現ではなく「講じる」という表現に改めてほしいということですね。他市町村の条例も比較して、次回、事務局に再提案するようお願いします。

1～13条の意見をいただいた。あらためて他に意見はありますか。

委員： 手話通訳者の登録方法を見直ししてほしいです。

委員長： 具体的な施策推進に反映してほしいと思います。

委員： 八重山に伝わる手話を残す活動をしてほしいです。

委員長： 手話の「島むに」はありますか。

委員： 島独特の表現があります。

委員長： 方言は文化、条例とは別に個人的には保存していきたい。

事務局： 登録活動している通訳数が少ないというご指摘だが、イベント等で通訳する通訳はもう少し多い。登録方法に関してだが、学習会等に参加いただくため通訳活動なまだ出来ない講座修了者にも登録いただいています。

事務局： 活動している通訳者数が少ないことから、現状が厳しいことがわかる。一方、条例が制定されれば、小学校等に手話の出前講座も行える。そこで手話を当たり前にした子どもたちが成人し手話奉仕員養成講座を受講し石垣市に手話通訳が増えていく。そんな未来を期待しています。

委員長： いろんなアイデアがある。知恵を絞って手話が言語であることを位置づけ、通訳が増えればいいと思います。

委員： この機運の盛り上がりは課題と考える。新聞で手話単語を定期的に取り上げてもらったり、手話パフォーマンス甲子園のようなイベントを開催して機運を上げたら良いと思います。

委員長： いろいろなアイデアで機運を盛り上げたら良いと思う。今年の手話甲子園の優勝高校は沖縄県・真和志高校でしたね。真和志高校校長は石垣市出身の校長です。大変喜んでいました。

今日の審議は終了します。

事務局には修正案作成と事前の配布をお願いする。委員は内容を確認し第3回検討委員会で意見を出していただきたいです。

事務局： お疲れさまでした。

石垣聴覚障がい者友の会からお知らせがあります。

委員： 12月1日の健康福祉まつりで講演会、翌日2日も、健康福祉セン

ターで言語条例の学習会があります。全日本ろうあ連盟から講師が来
ます。ぜひご参加ください。

事務局： ぜひ、足をお運びください。

以上で第2回石垣市手話言語条例検討委員会を終了します。
お疲れさまでした。ありがとうございました。